

第2回 森林・林業基本政策検討委員会（議事録）

日 時：平成22年3月16日（火）9：30～15：00

場 所：農林水産省 第三特別会議室

出席者

外部委員 岡田座長、有川委員、甲斐委員、柿澤委員、片岡委員、川村委員、
鮫島委員、白石委員、善財委員、中島委員、野田委員、森委員、
吉田委員、土屋委員、永田委員、井上委員、
内部委員 牧元委員、矢部委員、肥後委員、本郷委員、雑賀委員
オブザーバー 梶山内閣審議官

島田林野庁長官、宮坂林野庁次長

事務局

○事務局

- ・ 第2回森林・林業基本政策検討委員会の開会に先立ち、島田林野庁長官から御挨拶をお願いしたい。

○林野庁長官

- ・ 本日は年度末の大変お忙しい中、朝早くにもかかわらず御出席をいただき感謝。
第1回の委員会の開催からしばらく時間がたっているが、今回、前回の委員の議論を踏まえて幾つかの点、御指摘をいただいたものを資料で整理をさせていただいた。一つにはこの委員会自体の役割をどのようにして考えるのかというような御指摘があった。
- ・ 今、5つの委員会を並行して走らせているが、それらの委員会は相互に連携するのではないかという御指摘もいただき、今回、新たに各委員会の座長にも御出席をいただいている。ここでの基本的な課題の議論を踏まえて、それぞれ、関連する部分について場合によってはお持ち帰りいただき、各委員会で議論をいただく形にさせていただきたい。各委員会の座長にも御自由に発言をいただきたいので、よろしく願い申し上げたい。
- ・ 前回の委員会での先生方からの御意見をまとめ、座長と御相談の上、資料として整理をさせていただいている。そうしたものを踏まえて、この再生プラン推進本部の協力を受けて、目標達成に向けて本日も自由に活発な意見、議論をいただきますようお願いを申し上げて、私からの御挨拶とさせていただきたい。

○事務局

- ・出席確認、各検討委員会の座長紹介、資料確認等

○座長

- ・今日の2回目の位置づけ、性格づけを行う意味合いから、1回目から今日までの間の経過を振り返りつつ、この間整理ができたこと、今日の会議に向けてどんなことを課題化していたかを私から御報告を申し上げたい。
- ・1つ目に、この会の進め方について、できるだけ各委員の御意見を踏まえた検討会にしたい。それを踏まえた整理を次の会で必ず出し、できるだけこの検討委員会主体の、整理やまとめをしていくことを大きな方針としたい。具体的な作業は事務局に委ねる。
- ・2つ目に、これまでの我が国の森林・林業に係わる政策体系を、歴史的な大きな視点から見て抜本改正の必要があることを一つ整理ができた、ないしはその立場に立った議論をしていきたい。しかし、同時に再生プランということで課題が与えられているので、それに向けた対応をきちんとすることを踏まえる。すなわちダブルスタンダードでいく。
- ・3つ目は、この基本政策検討会と他の4つの検討会の役割分担を明確化する。一方、それは相互に関連した補完の関係であると同時に、いわば入れ子状態で一緒にやっていくという姿勢は保つ。
- ・4つ目に、計画制度、ないしは我が国の政策体系の基軸にある制度について、国、都道府県、そして市町村という、いわば国をつくっているところの国の組織、自治体の組織といった観点からこの3層構造、ないしは民間のセクターも加えて4層構造という、層をきちんと立てていくことが重要ではないか。
- ・その際、政策体系の中にきちっとした軸を貫かなければならない。一つは多面的な機能、ないしは森林整備や持続的な管理という軸。もう一つは、林業、生産という軸。今日のこの検討会の主要な課題は、ここに大きなウエイトを置いて課題化しているという位置づけだと理解している。もう一つは、3層、ないしは4層の構造も踏まえ、地方分権、地域主体、ないしは地域経済、地域社会という軸も一つ据えるべき。
- ・資料の1、2はこの会の位置づけ、その他の検討会との関連、今後のスケジュール、この会の固有のミッションについて合意を得たいという資料にもなる。
- ・資料3、4は、政策体系をきちんとトレースをしながら、かつ今日の状況、現状と施策と課題をきちっと整理する資料になっているように思う。
- ・資料5は、1回目から今日までの間にいただいたさまざまな意見をプランの7つの課題に即して再整理をし、検討項目、ないしは論点について整理をした。できれば、ここ辺りまで午前中にポイントを説明いただいて、意見交換を終わりたいと思う。
- ・午後からは3回目に向けて、青写真の青写真、ドラフトにまでいかないような、たたき台のたたき台のようなことを出していきたいと思っている。更にそこへ向けての1枚ペーパーを出してみたいと考えている。できれば、再度、それぞれが今日の会を積極的に位置づけし、3回目に向けての建設的な御意見をいただきたい。それでは、資料に即

し御説明をいただきたい。

○事務局

- ・ 資料 1、資料 2 を説明。
- ・ 今後のスケジュールについて説明

○座 長

- ・ 資料 2 では、この基本政策の検討会と他の検討会がいかなる関係を持つのかということ、図に示しているが、必ずしも今の話を見事に図式できていない。鶯色のところが各検討会とある接点を持っており、鶯色で囲んだ上の丸ごとが基本政策のところで検討したこととそれぞれが係わるという意味合い。
- ・ それらをスケジュール化したものとして、資料 1 が全体としての枠組みのところで、再度、意見交換、議論があればお願いしたいし、各検討会の座長に御意見・御質問があればいただきたい。

○委 員

- ・ 資料 2 の「抜本的な」という言葉の解釈について、この図では戦略と戦術がないと考える。戦略とは具体的に 3 つあって、1 つは何を仕掛ける。要するにプランはある。2 つ目、日本の林業をそのプランの目的に添って一種のスケールメリット、大規模化を中心に図る。コストダウンを図る。3 つ目は、小規模分散というもうちょっと日本的なものがあるのではないか。そして戦術という段階になって初めて、5 つの委員会ができる。この 5 つの委員会はいかにも戦略を議論するかのよう設定されているが、実は私は戦術だと思っている。
- ・ 戦略と戦術の違いは、戦略は矛盾があってはいけない。しかし、戦術は相互に矛盾がある場合もある。それは戦略に従って調整される。
- ・ 戦術を考えるに当たってここに 2 つある。一つは従来の人と組織とお金をそのままにして、それをずっと増やしていく。人も増やす。組織も拡充する。もう一つは、今までの人と組織とお金の流れではだめだから変える。変えるということが抜本的ということだと私は理解している。
- ・ その流れが資料には入っていない。戦術も戦略も何もない。並んでいるだけ。私はこの資料には、政策的な意味はないと考えている。これは誤解を招く。
- ・ 戦略そのものがたまたま下に、戦術的な課題をいわゆる 5 つの委員会では配置されている。それは混乱だと思う。大事なものはその次に説明していただけるであろう。過去の何が問題で、何をどうすればそのプランに沿った行動がとれるのかということについての具体的な説明を聞きたい。

○委員

- ・ 一番上の「森林所有者の計画的な森林管理」という部分は、どちらかといえば現在の施業計画の部分の見直しというイメージになっている。森林の多面的機能、また公的管理の部分で、市町村、県、国の計画の部分がどう位置づけられるのかが見えないような気がする。

○委員

- ・ 先の意見に関わり、この「森林所有者の計画的な森林管理」に2つの枠が出ているが、下の方は森林計画ということで、先ほど指摘されたように施業計画的な意味合いに押し込まれていると思われる。上の方の伐採・更新のルールも現行の森林計画の中で組み込まれる。したがって、なぜこの2つがこういう形に分かれているのか。森林計画そのもののイメージが固定化してしまうのではないかという懸念がある。
- ・ もう一つは先の意見に関わるが、好意的に解釈するとなかなか戦略的なものを出しづらいついというのがあると思うが、人と組織ということに関して言うと、大きく変わるのは人材を育成してソフト面が非常に重視されるというのがこれからの抜本的な改革の中身である。要するに現場が変な形で縛られるのではなく、自らの専門性とその地域性を踏まえながら、適切な森林管理、あるいは林業経営ができるような仕組みをつくるのが大事であり、それに向けて事務的な話、小さな体系からいかにそういうことを保障できるような形に組み替えるのかがこの裏側にあるのではないか。そういうことをきちんと考える必要がある。

○委員

- ・ 過去に問題があつて、その延長線上でこの委員会をやっていこうというスタンスなのか。根本的に直すというなら、そこが見えずに森林計画に絞って議論をするなら、私も専門家でないのでほとんど議論の余地がないが、参加させていただきたい。
- ・ 例えば、輸入材に対する林野庁のポジションが、「排除」という姿勢があつて、今ぐらいついパーセンテージで頼っているものに対して排除というスタンスはどうか。例えば、森林組合に対して今度はこの基本的な検討委員会の方でどういうスタンスでやってくださいというようなこと。例えば我々の地域でいえば、森林組合のみが地域林業に行つても民間が全部なくなつていって、森林組合が残っている。同じ仕事をしてなぜ片方だけアシストがあつて、片方はないということに関してこれからどうするのだというようなことがない限り、根本的な見直しということにはならない。

○委員

- ・ 木材自給率 50%というのは外国産材が減つて 50%という意味なのか、きちんと数値のボリューム的な目標があつての 50%ということなのか。

○事務局

- ・ 今後、需要がどうなってくるのかというのがあるので、**4,000 万 m²**から **5,000 m²**というように幅を持たせて書いている。これは需要が今後、若干、下降気味でいけないという思いもあって書いているが、そういう意味で相対的に需要が並行でいくか、下っていくか。その中でもきちっと国産材の比率を上げていこうという意味合いで書いている。

○委員

- ・ 森林組合の位置づけが問題になってくる。例えば森林組合は事実上、地域での森林管理を担ってきた。これはいわゆる林業生産だけではなく、それ以外を加えた森林管理ということだが、それが今後どう変わっていくのか、つまり森林管理は公的な部分がどの程度、役割を担っていくのかということが非常に重要な部分だと思う。それがある程度、決まらないとこちらの方も議論がしにくい。
- ・ 前回の議論の中で、数量的な部分、つまり単に施業計画でやっただけではなくて、階層的になっている構造、それからそこを担うような組織自体がどう変わっていくのかについては、かなり具体的な案が出ていたが、今回の資料にないように見える。

○座長

- ・ 私は、戦略はプランとして与えられているという理解である。プランについてはこれこれを目標にするし、こういうふうに変えるということを出されていて、私どもの検討会を含め、4つの検討会はいわばこの川村案でいくと戦術をここできっちりと練っていくという立場で臨む。
- ・ 今日の2回目に前回出されたようなそれをA案、B案、C案ではなくて、検討会のあるドラフトめいたものということで次回には出したい。そのためにも、今回、各委員から徹底的にこの関連したところの意見を伺っておきたい。こういう意味合いを持って今日は臨んでいるということで、あえて青写真めいたものは提案をしていない。
- ・ 会の中では「総括をしろ」という話が出ていたように思うが、実はこれは3番目の年表という形で整理をしていて、このときに一体、我々は何をどう変えなければいけないのか、プランを受けてプランの背景になる全体像をもう一回、我々なりに整理をしながら何をどう変えるかというところまで踏み込んで議論をしようと思っている。
- ・ それも林野が、あるいはこの検討室が僭越にも「こうですよ」という話ではなく、あるシナリオがあるが、やはり事実を提供しながら委員各位がそうかもしれないということを一人数ひとりがきちっと持ってもらう。そうしないと検討会が最後にまとめるものについて、我々一人ひとりが全部係わって責任を持つものにはなりきらないと思う。そういう意味合いを込めて実は年表でまとめているが、大変、行間が熱い。そういう資料として読んでほしい。

○林野庁長官

- ・ 森林・林業再生プランの議論で、50%という数字も出てきているが、その議論をするときに日本の森林・林業の現状を全く考えないでプランをつくったわけではない。例えば、森林所有者は非常に小規模であり、ほとんど施業に関心のない人たちをどのようにして参画をさせていくのか。例えばそういう人たちをどのようにして計画的な施業に引き込み、計画的・安定的な供給に結びつけていくことができるのかということがベースとしてあって、それを全体として達成していくことが森林組合の事業が安定してくるとか、その事業体が非常に効率的に仕事をしていくことができるのか、というものとすべて結びついていくというようなことで、この5つの委員会の構成になっている。
- ・ 我々としては今までの制度、施業計画自体の在り方も変えなければいけないのかもしれないという意味でそういう言葉が出てきている。そうしたラインでいけば抜本的にということで、今までの制度にあまりこだわらず、本当にそういうものを動かしていくというゴールを見ていただいて制度を変えていくというふうに考えていただければと思う。
- ・ 森林組合も我々としては現状のまま残して、補助金等の部分もそのままでもいいと思っているわけではない。50%は一つの大きな目標。それを達成していくためにはいろんな課題がある。それを動かすときの部分として広く議論をしていただきたい。
- ・ 我々は枠組みの部分だけは「こんな形で」とお願いをし、反省の部分も含めながら変えていかなければならないところは思い切って変えていくということで議論をいただければと思う。

○委員

- ・ 確認ですが、もともとの森林・林業再生プランがそもそもこの委員会の位置づけであり、これをベースにするという考えで良いか。そういう意味では、これは憲法のようなもので、ここをベースに議論を展開しなければいけないということになると思う。
- ・ 1 ページ目の「新たな森林・林業政策の基本的な考え方」で、ここに全部書いてある。その3番目のところに、上にいろんな状況が書いてあり、このような状況を踏まえということで、今後10年間をめどに路網の整備、林業施業の集約化及び必要な人材の育成を軸として効率的かつ安定な林業経営の基盤づくりを進めるとともに木材の安定供給と利用に必要な体制を構築し、我が国の森林・林業を早急に再生していくための指針となっている。
- ・ 要するにこれを政策としてどのようにやっていくのか、そのための基本的な考え方、制度、法律、それから規格などもあるかもしれないが、そういうものを整理していきましょうということで良いと思う。委員の皆さんも毎回、これを見て自分はこの上に立っているということを認識して、その上での議論ということで良い。

○林野庁長官

- ・ この部分では、例えば路網とか施業の集約化、必要な人材育成ということが書いてあるが、例えばこういうふうなことを本当にやっているとしたら、その背景にあるものもあると思う。それは例えば「森林所有者の計画的な森林管理」と書いてあるような部分だと我々は考えていたわけで、これに更にもっと大きな視点で考えなければいけないものがあるのだということになれば、また御議論をしていただければと思っているが、最終的にはそういうような部分をその背景にあるところまで日本の林業を効率化する流れができればと考えている。

○委員

- ・ 今、いろんな御意見を出されているが、その議論の階層がおそらく何か違うのではないかと思う。その議論をしていく階層をきちんと整理して、上位にあるものでまず大枠をつくっておき、それからこういうふうな。だから戦略と戦術という言い方かもしれないが、そういう展開にしないとこの辺で議論をしている場合、階層がまだ入り交じっているかなと思うので、上から下へ持っていった方がいいと思う。

○座長

- ・ できれば今日の会でその辺りをきちっと区分けができ、次回以降はその回、その回の課題に集中できればと思う。

○委員

- ・ 多分、これは林家の現状ではないかと思うが、私が小さいころ、いわゆる山を持っている「山持ち」は資産家だった。今は「山持ち」イコールお荷物。これが現場では現実だろうと思う。私もちょうど高校に入学したとき、おやじが山を育てることはものすごくわくわくした。言うなれば、「山持ち」の資産家であったわけだから。
- ・ ところがその後、自分でもずっと職場に勤めながら手入れをしてきたが、材価の状況から、自分で育てた山も最近5年も現場に足を踏んでいない。したがって、その辺りから言うと、資料2で自給率が50%になれば材価が支えられるのではないか。そうすると、森林所有者もいま一度、関心を持つのではないかと思う。
- ・ 今のところ、施業計画は森林組合が代行をしている。そうしないと中身は非常に複雑。林家がつくれなくていいわけではないが、事務的に慣れていないために厄介に思う。最初から現時点では施業計画をつくれれば補助金等のメリットがあるが、その辺りはもう関心がない。したがって、当森林組合としてその辺りを的確にやるとしている。
- ・ 集約化の問題も、実を言うと森林組合として現場に入って座談会をしながら間伐をしないかという形で要望する。集める形の施業計画、集約化をしている。この辺りは、今、できようができまいが、森林組合として、町長として集約化をやれと。そして現場に行

って、「こういうことですので参加してください」というような計画がいいよという話をしているところである。

○委員

- ・ 資料2を見る限り、経済の仕組み、林業・木材経済、これをどう変えるかがまずベースにあって、それをそういう方向に持っていくためにその政策、あるいは計画制度はこうあるべきというのが筋のように思う。だから、森林計画を抜本的に改正する。それが改正されたら自動的に何か経済の仕組みが非常にうまくいくのかというと、私はそうは思わない。やはりベースになるのは経済の仕組み。ただし、経済が暴走しては大変だから、大変というのは森林の多面的機能の発揮に向かってうまく機能しない場合、持続可能な森林経営ができない可能性もあるので、その面で政策的な計画制度等をきちんと暴走等々を防ぐために今後、検討。ですから、森林計画制度体系を拙速に次回3回辺りで決めるようなスケジュールになっているが、むしろ他の委員会で出てきたいろんな経済問題を含めて、それを総括して、そこでうまくいくような形の、例えばもう少し、5回目ぐらいとかに出てきていいのではないか。あまり早い段階でやってしまって本当にいいのかといった疑問に思う。

○座長

- ・ その点は別々に行うわけではなくて、これまでも相互に議論をしている。それであればこういうことかなということで、まさに入れ子状でみんな一緒になって進むと。川村論でいくと戦術に矛盾はないというか、矛盾があつていいという話をしてしたが、できればそういう状況で進みたいと考えている。

○委員

- ・ 森林・林業再生プランの「目指すべき姿。10年後の木材自給率50%以上」と数値目標でポンと挙げられているが、これは少し乱暴だと思う。自給率を50%以上にして何なのか。何のために50%以上にしなければいけないのかをきちんとした方がいい。
- ・ 私はバイオ燃料の方もやっており、バイオ燃料は何のためにやるのかよく聞かれるのだが、答えは決まっていて、これはセキュリティのためにやるのだと。要するに資源政策である。木材の自給率を高めることも、食料の自給率を高めることも資源政策なのではないかとずっと思っている。
- ・ まずこれを各委員の共通認識にすることが非常に大事。これは私の考えで、ほかにも当然あると思うが、この「目指すべき姿。10年後の木材自給率50%以上」は何なのかということをもう少し明確にした方がいいのではないか。私はそこによって全体が決まってくるような気がする。

○座 長

- ・ 大事な点なので、議論をしたいところだが、どういたしましょう。私はまさに根っこは 50%に象徴して、ある表象であって、中身はきちんと施策化するところはする、あまり関心のない人も関心を持ってもらう。それによって地域の経済も成り立っていく。勿論、違う政策的なところもある。安定・安全、ここも含めて、中身は全部項目がつながって、その一番上のところはこれかなと思う。そういう意味の 50%だという理解でいた。

○委 員

- ・ 私はこのプランには欠陥があると思う。その欠陥を認識した上でこの戦術的な議論を展開しないと、そこで行き詰まってしまう。しかるに、事務方はそういうことについて一向に積極的な発言がない。だから我々はなかなか情報が入ってこないのわからない。50%の問題もあちらこちらに出てくるが、それとの関連で一体どうなっているのかということは本部にちゃんと聞いてほしい。つまり、それは欠陥、ないしはプランを補強しないといけない課題についてはここで一端議論をしてもいいと思う。それは私の言う戦略的な課題をどう選ぶかということと密接に関係すると思う。
- ・ 森林組合をどうするかといったことは、別に国に言われなくても森林組合が自分の方法でやればいいのだが、今までの長い歴史の中でそうならないから問題。それを変えるときに、その戦略的な課題をどこへ向けるのかで違うと思う。このプランの背景には、どちらかという私の言うスケールメリット追求型、それも 10 年で一気に実現したいというのがあるのではないか。そうすると、例えば先ほど林家の問題をどうするかということがでていたが、一方で日本の現実を考えれば林家の問題をつくったのは今までの林政であり、林政をどうするかということをつォローしないとイケない。そのことが森林組合をどうするかということも密接に関係する。
- ・ そうすると、別の戦略があり得るのではないか。だから、そういう議論をここで一回やって、ここの委員である程度の合意を得ておかないと、そこがばらばらのままだと本部が困るのではないか。自分たちのプランの考えと全然違う方向になる方向で勝手に議論をしていくというのは避けたい。
- ・ 例えばもっと端的に言うと、お金の流れで言えば一括交付金は本当にあの方向でいったら、今までのいろんな仕組み、林政がつくってきた林業基本法や仕組みを大きく変えないとイケないと私は判断している。
- ・ その共通理解についての議論が必ずしも自分で習ったのではない。だから、今日ここで整理していただければそれで結構かなと私は思う。

○委 員

- ・ いろいろ、森林組合についての御発言もあるが、私はこの前に資料をいただき、今日の会合の進め方についての案はちゃんといただいているのだから、前段はこれくらいに

して、林野庁のペーパーに従って進めていただくよう、軌道修正をしていただけないか。

○オブザーバー

- ・ たびたび出ている自給率 50%について、もう一度確認したい。日本の森林は人工林だけでも 1,000 万 ha ある。成長量だけでも膨大で、現在、伐られている量は、生産されている材が 1,800 万 m³、伐り捨てが 2,000 万 m³で、4,000 万 m³。それでもまだまだ未整備の森林が山ほどある。これをきちんと整備していこうとすれば、相当の木材生産をしていかなければならない。ですから、そういう点でも、最低でも 5,000 万 m³は必要だろう。これは資源政策もあるし、地域の経済にとっても不可欠。ですから、総合的な観点から 5,000 万 m³をもう一度考えていただいて、これを前提として、議論をいただきたい。

○座長

- ・ それでは、3 番目、4 番目について資料説明をお願いしたい。

○事務局

- ・ 資料 3、4 について説明。

○座長

- ・ 再度、私から整理をさせていただく。
- ・ 昭和 26 年から昭和 38 年までは、とにかくはげ山だらけで、これをとにかく緑にしなければいけないということが大変大きな課題であった。それを所有者一人ひとりにできるだけ努力をしてほしいという政策がここでは主要な政策であったと思う。
- ・ 昭和 39 年から昭和 50 年は、そういうことが地域にも定着し、育成することがすなわち生産である、「育成林業資本」とか「育成林業」という言葉も出てくるが、いわばこの生産軸と同時にこの資源造成はダブルカウントというか、スタンダードで人の目には映る。しかし同時に公が支える育成林業資本、こういう構造であることは間違いない。
- ・ 昭和 51 年から昭和 60 年になると、それまでの高度成長がガラッと変わり、我が国の主要なリーディング産業は大変、フロートするわけで、「どこに行ったらいいのか」という言葉も随分出た段階で、そこでは困ったときの田舎頼みですよね。地域が地域で自生的に頑張ってくれる。この第 3 次の全総計画はまさに地域産業づくりを課題としたときで、ここはいわば我が国トータルでの産業転換の時期。
- ・ それが昭和 61 年から平成 12 年はもう一回、我が国の産業がよみがえるが、それは技術革新を背景にした外需主導の中でよみがえっていく。その中で「バブル」と「バブル崩壊」を経験しながら森林・林業については多様な側面が一举にニーズとして出てくる。それらを全部受けとめているのが我が国の森林・林業政策である。これがやはり特徴的なところで、同時にここでは公が支える経済、地域経済ではなく、自分たちが頑張れよ

という話で、小さな政府が特徴的に出てくる。そういう意味合いで我が国の森林・林業政策は多様性を、そしてなおかつ公があまり出てこない。こういう中で大変苦勞をした時期ではないかと思う。

- ・ 平成 13 年以降の特徴は、まさにグローバルな定着をするという時期で、なおかつ、世界的に見ても経済主導というより、環境が経済を規定する環境基軸の経済づくりが走っていく。そういう中で我が国の森林・林業政策は実は今までのこの政策体系、政策課題を全部引き連れてこれをやっていかなければいけないというのが平成 13 年度以降のこういう実態にある。
- ・ 主体を貫けなかったぐらいに何でもかんでも受け止めましたというのが我が国の森林・林業政策だといって間違いないと思う。

○委員

- ・ 要するに平成 13 年以降はやはり環境重視ということで、資料 4 にも基本的な施策ということで、「木材供給から多面的機能の持続的発揮に転換」と書いてあるが、まさにこの辺で来たわけですね。それで今回は木材供給をもっときちんとしてしまおうということで、更に数値目標を 10 年後に掲げて、ある意味、完全に逆転してしまう。当然、多面的機能の持続性も絶対重視しなければいけないが、やはり非常に大きな転換である。それが先ほど最初に出ていた抜本の見直しそのものという理解でよろしいか。

○林野庁長官

- ・ 公益的機能、多面的機能の持続的発揮のために、今の日本の人工林については使っていくこと自体がその多面的機能を維持していくことの大きな下支えになる。そういう点でやはり時代が大きく変わってきているのだと思う。したがって、今回の 50% の目標を立てるということ自体がここで言っている多面的機能の持続的発揮に向かっていくということと何も矛盾しているものではないと我々は考える。
- ・ これが抜本的なのかと言えば、大きな時代の流れに合った形で、今までいろいろな施策を行ってきたが、なおかつ、これだけ課題として先ほど御説明したような点が残っていて、5,000 万㎡というか、50% の自給率に向けてそれを動かしていくにあたって、いろいろなものが複雑にブレーキになっているわけである。それを思い切って一遍に取り払っていただくという意味で抜本的だと私どもは考える。

○委員

- ・ 要するに抜本的な改革というのは、今まである政策の上に何かを付けるわけではなくて、これまでの政策や制度では、何ができていて何が問題だったのか。その上でどういう抜本改革をするのかを考えなければいけないが、少なくともこの資料を見ている限り、残念ながら私自身には見えない。

- 例えば産業の大きな変化の中で今までの制度がどういうところで無理がかかってきて、どう変えなければいけないのかということをも自分なりに考えて書いてはみたが、何かそういうものがここからは読み取れない。
- 特に資料4に関しては制度の話がほとんど書いていなくて、近年の施策のみが書かれているが、これを総括として、そのことを踏まえてといった部分が足りない。

○委員

- 委員の意見に同感。具体的に一、二点、今の説明について私が間違っていると思う点を申し上げる。
- 例えば第2次林構の後、機械化が本格化したけど、そのとき林野庁はオーストリア辺りをモデルにタワーヤーダを導入した。オーストリアは林道配置、林道網はないのだから、結果的に森林組合をはじめとして、タワーヤーダを押しつけられたところでは、ほとんどグラップルソーになっている。つまり、その機械に合わせて山を選ばないといけない現状が日本にはあった。その過程で、現場ではタワーヤーダは捨て、一般の素材生産業者はバックホーで道を開け、とにかく何らかの車両を突っ込んで引っ張り出すということをした。
- これについて林野庁は、そんなことでうまくいくのならもっと普及しているのではないかというのが結論的な答えで、極めて冷淡だった。それが2000年前後の、「ミレニアムサプライ」と私は呼んでいるが、全国的に森林組合ですら原価がそれまでと比べたら一気に変わった。このときに、この機械化の意味を林政の中で議論されたのかどうか。またその機械を導入する補助金を付けるため。そうではない。だから、一事例だが、そこに表れているのは要するに林政全体の在り方と問題点である。
- 一事が万事、そんな乱暴なことは申しませんが、そういう導入の仕方をしておいて、今のプランでは「そんなちゃっちゃい機械ではだめではないか」と言われたときに、日本は今、外でイノベーションが始まっているのだから、この伸ばすという場合の説明ができなかったのだ。何の抵抗もなく、そのままプランの背景になった原因がのけられた。私はそれが聞きたい。
- 新しいものを入れてやるのは結構だが、仮にそれをやり出したら今までの日本のイノベーションは全部捨てるのか、その指針はやめるのか。これは日本の林業の将来にとって極めて大事な問題であるが、全然やっていない。
- 50%を達成に向け、日本が今行っている施策でどれだけカバーできるか。そして新しい機械を導入し、大型化して、どのくらい増えるのか。そういう議論が一つも出ていない。つまり、プランにはつながらない。国有林に関することなどは今のプランに全くつながっていない。一体、国有林はその50%に対してどれだけ引き受けるのか。そういうことを考えた上での国有林の在り方が何もない。
- 今までの場合にはこれをすべきなのだと、これをもうちょっと後で何とかできるので

はないかというような意味合いが非常に強い。

- ・ 私は個人的にはそうではないと感じる。人と組織とお金の流れを抜本的に変えないと50%実現はできないと考える。しかし、その変え方については、いろいろあるし、プランで出されたことが全部正しいとは思っていない。その一番大事なものは何も出ていない。

○林野庁長官

- ・ 例えば今の委員のイノベーションの話について見れば、私どもも何も海外のものを全く考えないで、さあ、やりなさいと言っているわけでは全くない。やはり日本で起こっているイノベーション、いろいろな機械とか、日本の地形に合って使いやすいものを入れないとそれが広がらないということは、今、委員がおっしゃられたのと全く同じだと思っている。私どももそういう点は考え方があまり変わっていないのではないかと考えているし、後でおっしゃられた方の部分も、この資料3と資料4は今までの流れで総括をして、今までこうなって、それでもまだこういう問題があると整理をさせていただいている。
- ・ これから先生方の御議論の中でこういう視点、こういうところが最もさびついている部分ではないのかと指摘をいただきたい。我々も今までのやり方でその50%が本当に動くのかどうかというのは、非常に難しい点があると思っていることから「抜本的な」ということでその検討をお願いしている。私どもの説明の部分が今までの流れをそのままにして、それを肯定しながら進めていくととられているとすれば、そうした必要はないと思う。
- ・ 本当に変えていくべきところのものは先ほどあったように、それぞれの今の課題の部分で、今までこれだけやってきてもこんな課題が残っている、その根幹にある部分を本当に変えて、それぞれが大きく林業を回していく。自給率50%で回して行って、安定供給を確保して、林業がぐるぐる回るようなサイクルを確保するのにブレーキになっているものをみんな取り外していただく。そういうことを抜本的に考えていただければいいと思っており、この資料3、資料4ですべて総括をしている。総括の部分でこれからの方向を示しているのではないというところだけは御理解をいただきたい。そういうものを資料5の方に少し整理させていただいたつもりでいる。

○委員

- ・ 私のような素人が非常に貴重な時間をいただいて発言をさせていただくのは本当に申し訳ない気持ちでいっぱいであるが、10年後に木材自給率50%、それから森林の多面的機能の発揮を目標にして、その目標を達成するにはどうしたらいいかというのをここで話し合うのだと思っている。確かに過去を振り返ることは必要であるし、このようなまとめの総括も必要であるが、ここに出てこないいろいろなことをここで専門の先生方

に話し合っていたいただくことが必要だと思っているので 10 年後の目標に向かったの議論をよろしく願いいたします。

○座 長

- ・ 川村意見はこの以降のところでのこの検討会が大変貴重なものとして上手に吸収できればいいのではないかと。柿澤意見についても同様に抜本的に変えるという視点に立つのであれば、ここを変えろというふうに意見をいただいたということによろしいのではないかと理解している。

○委 員

- ・ 今、長官がブレーキになっているものは外すとおっしゃいましたが、例えばその中に林野庁が入っているかもしれない。今までの流れを変えるには実は林野庁がブレーキになっていた。林野庁を外せということにもなりかねないが、そういうことも踏まえて、私は何度も申しますが、長官の辞令で来ているので林野庁を守りたいという立場であり、それを守るにはどうしたらいいかと考えている。しかし、これでは守れないということである。今まで、全部、とりあえずうまくいっていた。では、これをどこからどう手をつければいいのかであれば、それはそれでいいわけであるが、どうもそうではないと思っている。そこをはっきりさせていただきたい。

○林野庁次長

- ・ まず、誤解を防止するために、この資料を出させていただいて、どうも自分を防御するためにこういう資料をつくったのではないかと誤解があるようだが、実はこの中で、先ほど委員がその意図を総括されていたが、一貫して、自給率が下がっているわけである。決してうまくいっているわけではない。その事実はいろいろな数値でも出ているわけで、我々は今までいろんな時代背景とかを前提にいろんな施策を、その時その時でベストだと思ってやってきた。でも、結果的に先ほどの資料 4 で御説明したように、現状と課題がまだ残っている。もっと言えば悪化している。要するに林業総生産額 4,000 億円、うち林・木材が 2,000 億円と。それに対して 2,000 億円の予算を突っ込んでいる。これは前回もそういう御指摘があったが、そういう状態はいけない。
- ・ これは皆様の知恵を借りながらこれからやるが、前回、資料 5 で確かにいろんな御意見をいただいた。どこから始めるのか、またどこまで深くやるべきかという議論はあると思うが、これが何かお茶を濁して、だからこの点でちょっと直して、いかがでしょうかということではない。朝 9 時半から夕方 3 時までこれらの方々にお集まりいただいておいて、そんな根性ではやっていないので、そこはどうか御理解いただいて、今日の時間配分からいうと資料 5 までは、是非、午前中にとということであるので、資料 5 まではまずお聞きいただき、また午後、始めさせていただければと思う。

○座 長

- ・ では、御意見はまた午後からいただきますので、資料5の説明をお願いしたい。

○事務局

- ・ 資料5について説明。

○座 長

- ・ 午後からこの検討の視点に係わって議論をいただきたいと思う。

(休 憩)

○座 長

- ・ 午前中、「森林・林業再生プランの検討の視点」ということで説明をいただいた。とりわけこの「検討の視点」に係わって、できれば委員全員から御意見をいただきたいと思う。委員からこの資料4、資料5に係わってペーパーが出されているので、論点を絞っていただいて意見をいただきたい。

○委 員

- ・ 提出資料の後半のパワーポイントをそのままべた打ちしたものが、私が個人的に考える森林・林業再生プランに対するコメントである。
- ・ この趣旨は、午前中に出た資源政策の問題、それから市場経済、マーケットの問題をどう考えるのかということ。私もそれが非常に気になっており、それを踏まえた形でのプランをもう一度、見直したらこんな感じではということ、私の思いつくことをずっと書いてある。
- ・ 午前の議論と関係させれば、その資源政策をしっかりとしないと環境政策、その他の議論は実は出てこないはずだというのが私の基本的な物の考え方。特に国際的にいろいろな環境レジームがある。それから、資源レジームはあまり表に出ないが、国際関係で今、方々でつくられているので、そういうものとの対抗ということもある。
- ・ それから、第2点目は資源転換。つまり、資源が天然林から人工林に変わっているので、人工林の確保が実は必要。そういうことで国内・国外を言っていたのではだめな時代。そういう資源を確保しつつ、なおかつ、そのプランの実現をどう図っていくか。そういう非常に大きな流れが必要。
- ・ 前半のものは、午前中、事務局から報告いただいたことの大項目を中心にざっと私の意見を申した。林野庁の本来の仕事は明治2年から4年にかけてつくられた山林法からずっと続いて、140年ある。この非常に栄光ある官庁の根本は国土保全である。これは

もう明治の初めに既にそう明記されている。国土保全に係わることは、今は林野庁の独壇場である。これは国土交通省の河川政策においては全然出ない部分。この部分についてしっかりとしたことをやらなければならない。

- もう一つは、社会・経済的に必要な資源の確保、資源政策が重要で、多少、人間臭い部分で、今の法律で言うと国土保全は主として森林法、そして資源政策は森林・林業基本法にかなり書いてある。しかし、両方とも被っているところもある。この森林法と資源政策をきちんとやれば、林野庁は全然びくともしない。午前中、多少、冗談まじりで「ブレーキを外すのなら林野庁というブレーキを外してはどうか」と申ししたが、私の真意は逆で、今こそこの2つで、林野庁は農林水産省から相対的に独立な省として、森林省として独立すべきである。そのときに何をやらないといけないか。それを踏まえた形でこのプランに取り組むときに初めて林野庁職員全員がその気になると私は考えている。これは非常に重要なことで、明治以来 140 年の灯火を消すか、むしろその輝きを増すのか、ということである。輝きを増す方向で考えていかなければならない。それを前提にしたのがこのコメントの趣旨である。
- もう一点は、先ほどの市場経済の問題である。日本の国産材市場が 1990 年代に崩壊。それを目指して植えてきた戦後造林木はだまされたかのように売れなくなった。その問題をきっちり理解しないと、このプランでいう生産をそのエリアにただ単に国有林で造林した地域に対して負荷をかけても木は出てこない。
- まだ全部、公的資金でカバーしていかなくてはいけない。それはもう今までの繰り返しは許されない。60 年代にやったことを、今、もう一度やることはできない。それについてどうするか。
- 国有林がどの程度、役割を果たすのか。それから、分収造林地、いわゆる公社・公団造林地はどうするのか。それはどこへ、そこからどれだけ供給するのか。そういったことを見ないとこの議論は絶対に進まない。
- 一般の日本で言う農家、林野庁が言う林家に負荷をかけても木は出てこない。そこにもものすごい無理が生じてしまう。だから、全部、それを引き受けない。ここはやはり森林組合の議論になる。ここ辺りにいくのなら、もう投資信託で、全部、財産区、地区も区別なく組合経営に持っていく。そうすると組合経営は組合がリスクを負って行う。しかし、ちなみにドイツ型の農家林業を中心にしたモデルで考えるのであれば、それはそれでやはり林家を育てる役だ。果たして育つのか。今は森林組合の体制では育っていない。では、どうするのか。
- そして日本にはもっとほかの形態がある。企業の所有林は膨大。林野の政策の中で生まれたこういった産業を持っている。それから、独自にそういう経営をしてこられたところは一体どういう対象になるのか。そういったことを目配りしないと、これは具体的にそこまでいかないのではないかとこの基本的なスタンスとして、それぞれの項目ごとにやる。一応、私なりに戦略課題のもとにコメントをつけているので、何か非常に

細かくなってしまって、難癖だけつけたと思わないでいただきたい。

- ・ これはそれなりに一貫性と政策の見通しのもとに書いているので、一つひとつは実は慎重に検討していった。どこから入っても、これは今の林野の施策、今までの施策ではだめだということを行っている。
- ・ しかし、繰り返しであるが、国土保全と資源政策をしっかりとしてほしい。プランを実現するために資源をどこまでどう使うのか。これが全然ない。午前中の御説明にも一切ない。はっきり言って、それでは5つの委員会は動きようがない。だから、そこをしっかりと議論をしていただければと思う。

○座長

- ・ 先ほど説明したA3の大きいペーパーはプランの課題に沿って整理している。プランでは5つの課題だが、その最初の課題を、3つあったのをそれぞれ分けたものなので7つに整理し、それぞれいただいた意見を踏まえ、論点を整理した。
- ・ 今、いただいた意見はどれにも係わる。しかし、根底的なという意味で、いわば前述の独自プランの中での論点整理で、それらを上手にマトリックスにして、それぞれ委員に考えてくれということだと思っている。
- ・ もう一つ、提案ペーパーが出されている。是非、今日の議論を進める意味でも、主に1番目、2番目、3番目の計画制度中心のところに関わって、あるいは流域と係わって意見をいただいている。

○委員

- ・ まず、今後の森林・林業政策が、現場も含めて、どうあるべきなのかをもう一回、鳥瞰図的に眺めたときにどうなるのかと考えてみた。
- ・ 1番目に1,000万haとあるが、今、全国で2,500万haというところ。左側がいわゆる公益的機能というものである。公益的機能もそれぞれ種類によって面積スケールが違うのではないかとこのところ。それから、今回、プランに示されているように、木材自給率50%という目標がある。公益的機能とこの木材自給率の2つを両立させるというのが国の方針であるということである。そのときに公益的機能、いろいろ種類があるが、一番大きな一番左側、流域という視点では水源という問題がある。今回、流域システムや流域の計画は「そのまま」というようなイメージが強いが、流域とはそもそも何だろうというもので考えてみた。大流域の場合、最終目的はやはり水量の安定だろう。しかし、小さいレベルで見れば地域の水源であったり、水質であったり、いろんな細かい問題が出てくる。山地災害とか自然環境、こういったものは大体、市町村レベル以下の単位でいろんな事象が起きてくるだろう。
- ・ 一方、木材生産は一番右側の効率的な間伐団地、大体、30haぐらい。だから、作業チーム、年間100haぐらい。それを10年間続けるとして1,000haから1,500haぐらい。

作業チームが出す木材生産量が 7,000 m³ぐらいとすると、大体、2万 m³から3万 m³ぐらいの木材生産ということになれば、5,000ha ぐらいの単位は出てくるだろう。まさに右側は現状の林小班が 0.5ha。所有規模は 5 ha。市町村で1万 1,000ha ぐらい。旧の合併前である。合併後で2万 5,000ha ぐらい。計画区で 13万 ha ぐらい。都道府県の北海道と沖縄を除く平均では 42万 ha ぐらい。それから広域の流域を計算し、単純に割ると、52万 5,000ha ぐらい。あと木材生産の大型工場は県レベルを超えているようなレベルに位置すると思う。

- ・ こうやって見ると、まず流域という位置づけはそんなに大きなものではない。CO₂対策にしても、木材自給率にしても、やはり都道府県、市町村単位でというのが基本になる。
- ・ それから、水量安定。流域にしてもまず大流域のマクロの管理理論がそもそもないのではないか。全国森林計画を見ても伐採量とかそういうのはあるが、基準としては一気に一番下の林小班レベルの森林の扱いの基準があるだけ。ですから、その間の流域管理という理論、考え方、手法、そういうものは一切、示されていない。多分、これは無理なのだろうと思うが、こうやって全体を見ると、県は、国は何をすべきかが見えてくる。
- ・ 例えばCO₂吸収源として間伐面積、それから大流域の場合にトータルの森林面積をどうやって確保するかという考え方。それから水量安定のために伐採量の上限值を示すべき。これは成長量、森林を劣化させるために成長量未満の伐採制限。それから、裸地化を防ぐということで伐採面積の上限というものが出てくる。
- ・ 木材自給率の方から言えば、木材生産量の割り振りが、言ってみれば今の5つの項目を県レベルに示していただければいいのではないかと思う。
- ・ ここでは、例えば流域については大流域で考えて、それを県でトータルして県に与えていけば県に一本化できるので、県レベルのものがあればいい。
- ・ そういう意味では流域管理システムというものはそんなに意味がない。流域管理は大事だが、その流域というものに縛られる必要はないのではないかと思う。
- ・ 一番問題なのはやはり 1,000ha 前後のこういう地域、面的なところでの多面的機能、公益的機能と木材生産をいかに調和させるかというのが、大きな課題になってくる。
- ・ 一番右にあるように、小さな所有者をまとめて効率的な単位にする。30にする、100にする、1,500にする、4,500にするという流れをだれがつくるのか。
- ・ 自然環境とこの木材生産をだれが調和させるのかという部分が今回の計画制度の専らターゲットを当てるべき場所ではないか。

○座 長

- ・ 大変、具体的に概念整理をしていただき、御提案をいただいた。改めて国の役割とは何かということで、5点ぐらい整理をいただき、それさえあれば現実的には木材生産と環境ということの関係で、どう調和するかは県のレベルでかなりできそうだという実態

を踏まえて御説明をいただいた。

- ・ もう一つ、ペーパーが検討室から出されているので、御説明いただいて、その上で皆さんから意見をいただきたい。

○事務局

- ・ これについては先ほど御説明したこの「検討の視点」ごとにどういった観点でその視点をとらえていくのかということ、例えば「制度的枠組みの再構築」というところの制度的枠組みについては、「森林管理計画の持続性を確保するために制度的枠組みはどうするのか」というサブタイトルで多面的機能、整備の側面、あるいは林業生産の側面、地域社会の側面という切り口で、これごとにその関連する論点に係るキーワードを第1回の各委員の御発言、あるいは出されたペーパーをもとに整理をしたもの。こういった観点でそれぞれの視点ごとに御検討を進めていただければということで整理をした。

○座長

- ・ 制度的枠組みの構築のところを大きく、今、御説明があった管理・経営の持続、この中には整備、あるいは多面的機能、言い換えれば環境軸となる。こんなところと生産軸、あるいは地域軸のようなところで係わるキーワードないしはどうしてもこの整備を必要とする、そういう項目としては右にあるような項目が出てくるだろう。
- ・ 1回目、あるいはこの間の議論でも出ているが、国、都道府県、市町村、あるいはそれ以外の組織でも改めてこの抜本的な改正を行うのだという、論理を置いた上でそれぞれの役割は何か。改めて国の役割としてほかのいろんな政策との整合のあるところ、あるいは整理の目標値ないしはガイドラインというか、規範的なところ、あるいは生産力の維持は非常に大事だと。あるいは数値目標をやはり一つ、国として持つことの必要性がここでは出されている。
- ・ 改めて都道府県の役割はということで、造林、林道、市町村との調整、所有者の指導のようなことが出てくる。裏のページに行くと市町村の役割はというところで、この辺りで先ほどの林小班単位とも係わると思うが、管理、経営の責任と係わって政策の受けとめ、その支援、あるいは技術者など、そのほかの組織的にはどんなものがある。多分、これは流域のようなこととも係わっての議論ができるのではないかと思っている。
- ・ 現場段階で、先ほどの大きなA3のペーパーでの整理に即して、主に計画制度だとか流域だとか、そんなところの論点、あり得るキーワード、こういう置き方をしているところで、適切な施業ないしはこの施業への体制とか責任とか、こんなことで、ここでプランナーとかフォレストナーとか、あるいは森林組合の問題や上下流のこの連携、協議会、こんなことがこの地域軸のところでは非常に重要な、そういう是非とも御意見をいただきたいという側面として整理がなされている。
- ・ 次のページにいくと、所有者との関係で、新しく資源の成熟に伴って所有者、あるい

は持続可能な管理と生産、言い換えると、自然環境と木材軸の調和の側面の所有者段階においてそれが可能か否か。こういう置き方で論点の整理をしたというところ。

- ・ 機能区分もずっと疑問とか、あるいはその他の計画事、ないしは法体系との整合性ということで出されていたので、議論いただきたい点であり、そんなことをキーワードに置いている。
- ・ 流域管理システムについては、先ほど、委員から出されたようなことと、多分、ここでも議論ができるかなというキーワードを置いている。
- ・ 皆さんに提供できるペーパーは以上。ここから先は今まで話題提供がありましたので、各委員から積極的に御意見をいただき、次回に向けてそれぞれがこんなことが出てくるといいなというものがイメージできるレベルまで、遠慮なく御意見をいただきたい。

○委 員

- ・ 森林組合のことに触れる前に2点御相談したい。まず、広葉樹の対策について。森林面積の約40%は天然林だが、私どもの地域では燃料革命以来、約50年間、広葉樹は一切、伐られていない。そのため病害虫の発生とか、家の上へそれが降りてくるといったデメリットが非常に多く出ている。今後、広葉樹の循環的な利用をしていくためにはどうしたらいいのかということも視点の一つにして、お考えいただきたい。
- ・ 森林所有者の林業への関心の低下については縷々述べられているが、私は最大の原因は木材価格が安いからであると思う。現在でも60年かけて育てた木が、1本、立木で二千元程度でしかない。私は原木市場を経営しているが、平成18年ごろには㎡あたりの単価が1万4,000円か1万5,000円ほどであったが、毎年1,000円ぐらいずつ下がってきて、去年の暮れでは1万1,000円ぐらいに下がっている。私は苦勞して頑張ってきた森林所有者はとても報われないと思う。このままでは再造林などとても考えられない現場の実態である。いくらよい森林計画制度や伐採・更新のルールをつくっても、森林所有者の心は動かないと思う。
- ・ それで提案は、どこかの委員会でも、需要を拡大したり、経費を節減することによって、立木価格はどこまでよくなり、手取りがどれくらいになるのかということや、再造林や保育に幾らかかり、自己負担はどうなるのかという試算をしてほしい。そして、森林所有者が5年先、10年先に希望が持てるような数式が発表できるのかどうか。再生プランの大きなポイントになると思うので、5年、10年後にはこうなるということを森林所有者にこのプランとして数式が示されるようなことを、どこかの委員会で検討をしていただきたい。

○座 長

- ・ 今の広葉樹の件に関しましては利用・加工の委員会でも話題に出ており、特に目標を達成していく過程で紙・パルプを国産に移行していくことが非常に重要で、そのときに

この広葉樹や里山の取扱いについても話題になっているので、情報提供をいただいて、利用・加工の委員会の方でも議論はさせていただきたいと思う。

○委員

- ・ 一つは、いろいろ根本的に考え直そうという中でなぜこの流域管理システムだけがそもそも存在すべきものとして、最初から想定して出てきているのかが、理解しかねる。
- ・ 森林計画体系についてこのキーワードを見ていくと、あまり上の方を変えないで、施業計画レベルの中にみんな押し込んでしまうような印象がある。例えば、生物多様性の保全とか、ルールという話は国、都道府県の役割、市町村の役割にはあまり出てこなくて、突然、森林施業計画で生物多様性の保全とか、現場段階での計画的な適切な作業で必要なルールの定義とか、あるいはそこに新たな森林計画のカバー率、新たな森林計画というのは何か、森林施業計画に係わることを言っているのかと見える。本来、生物多様性保全とかそういう環境をきちんとするのであれば、国レベルでどうする、都道府県レベル、あるいは市町村レベルでどう考えるということがきちっと議論されるべきだと思う。
- ・ 数量・数値計画のようなものは国が決めるが、それを今のような形で下を縛っていくのか。各役割は書いてあるが、その相互関係のようなことをやはりきちっと考えるべきではないか。私は基本的にはあまり数量・数値計画で縛るべきではなくて、やはり現場がやりやすいような計画として国の仕組みをつくった方がいいと思う。
- ・ バウンダリー、境界の話。どういう境界で何をするのかということを決める必要がある。生物多様性の保全などから考えると1つの市町村では小さ過ぎるし、都道府県ではちょっと大き過ぎるかもしれない。そうすると、市町村というのは非常に弱体で、それに支援をして動くとはなかなか考えられない。そうすると、幾つかの市町村が集まるような形での境界として、背を押してやるというのも一つの手かと思うが、そういったことがこの中ではあまり読み取れない。
- ・ そういうことも含めての体制をどう考えるのかということも考える必要がある。要するにもう一回、市町村施業計画より上のレベルでどういう単位で何を盛り込むのかということ環境保全ということも含めてきちっと考えるということと、特に数量関係、数値計画なども含め、相互関係がどうなのかということを考えることが必要。
- ・ 私は基本的にはできるだけ地域の主体性を保証する形が望ましいと思っているので、それを保証する体制はどうかを議論してほしい。
- ・ そういうことを考えていくと、森林情報の整備の中には「森林経営の集約化の推進や木材安定供給体制を確立するため」とあるが、何か持続的な森林管理とか、あるいは環境で多面的な森林整備を推進するにはやはり今は情報が非常に大切なので、そういったものも含めて、どうやって集めて、どう現場に伝えるかという視点が必要ではないか。

○委員

- ・ 日本の森林・林業政策を見ていると、上流の部分はやはり社会政策とか環境政策が非常に重視されてきたと思う。一方、今、下流の方は国産材の自給率はちょっと上がったが、8割ぐらいは外材ということで、市場経済とか、最近では環境経済というところなど、経済で動いている。ここがうまくマッチングしておらず、その間に実は中流がある。だから、この関係をどうやってつなぐか。特に、何となく下流から上流に向かいつつあるのが今の状態だと思うので、そのつながりを具体的にしつつ、そこに政策を張りつけていくような方式は実はまずいのではないかと思う。
- ・ 勿論、持続性とか、生物多様性のような環境とか、それから流域の問題とか、それを無視しろということを行っているわけではなく、ただ、今の流れはやはり一番川下の方からきているような気がしているので、そこから上流をつないで、その上で現状で置かれているものも考慮しつつ、かつ環境、社会を考慮して全体の構図をつくるのがいいと思う。

○委員

- ・ 先ほど木材価格が安いから林家の関心の低下がどんどん進んでいるというお話があったが、森林総研ではまさに立木価格をどう上げていったらいいかということ、モデルをつくりながら、川下と川中と川上をつないだ形でいろいろ試行している。その場合に立木価格を拡大させるというところに持っていくためには、今、いろんなところでその技術的なレベルが非常に高まっている。例えば、高性能機械の稼働率を非常に高めれば格段にコストが下がるし、あるいは新生産システムではある程度、直送方式のような形にして流通コストを下げる。あるいはハウスメーカーに直に結びつける。住宅サイドの技術革新、製材加工、合板、集成材とか、いろんなところで規模を拡大する中で非常に生産性を高めてコストダウンをして、住宅サイドが求める製品を供給していくということがかなり進みつつあるし、それに対応して山元から安定的な低コストでの伐出という形に結びつけていくときに一番ネックになるのが、やはり林家の小規模分散的な形のところがある。
- ・ モデルではそこをこのところを一括りにしている。今回の抜本的見直しにおいても林家をどうするかという話があるが、ある程度、言葉としては経営の集中化という話がある。やはりそういう経営単位の規模の確保、技術レベルに合わせていわゆる生産体制、その規模とかを全部変えていかなくてはいけないだろう。その場合に、戦後、育林の段階では個々の林家が非常に活発に自分の山へ行って、非常に密に植えていた。それが販売という形になってくると、やはり林家の手を離れたところで規模の生産性を追及していく必要があるのだろう。
- ・ スケールメリット追及というような話もある。ただ、その場合、個別分散的なものはどうするのか。そこをある程度、政策的にカバーしていかなくてはならないだろうが、

やはり日本の利用の軸はそういう需要のボリュームゾーンにつなげていく形の大きな軸を山元サイドからつくっていく必要がある。

- ・ そういう中では林小班、5 ha ぐらいのレベルでは高性能機械は動かしようがない。そのため、順次、この右の方から左の方に効率的間伐団地、作業チームの年間作業面積というふうに広がっていくではないか。政策的にきちんとやっていけないのかというのが一番の関心である。
- ・ 経営の集中化というのはどういう内容なのかわからないが、例えば既に大規模林家、大手の林家たちは自分のところの経営だけではなくて、ほかとのタイアップをとりながら施業の規模を拡大する等、いろんな形で動いていると思う。
- ・ 中小規模のところを何とか拡大すれば、それなりの方向が見えてくるのではないかと考えているので、是非、そこのところをこの資料2の抜本的見直しのところで、林業構造の改革というところまで、要するに森林経営の構造改革、その辺まで進めて、今回、きっちり政策的にビジョンを示して、それに向けたいろんな施策を組んでいくことが重要ではないかと思う。

○委 員

- ・ 私の組合では4つの市にまたがっていて、民有林8万 ha くらい抱えている。6,600人ほど組合員がいるが、2月～3月にかけて土、日曜日、午前と午後、16か所、地区座談会を開いている。1会場平均50人ぐらい来て、毎年、800人ぐらいの組合員、所有者と懇談している。組合員は、今後は自分たちだけでは山は管理できないと。森林組合が一括して経営計画を立てながら管理し、造林してもらう方が一番安心して任せられるという発言が多い。
- ・ 安定的に木を出していくということは、私どもの考えでは、やり方によっては十分できると思う。ただ、そのときは必要な量だけをどんどん伐っていくのではなくて、フォレスターがいて、そこでその4市の全体的な経営計画を立てながら、この地区は何 ha ずつを伐れという数値を出して、その数値をプランナーというか、私の組合の職員が10ha から5 ha に取りまとめて、必要なものを伐採して提供するということはやり方によっては私の組合ではできる。

○委 員

- ・ 資料5にも森林情報のことが書いてあり、重要な課題の一つだと思うが、この中では例えば森林簿の情報、市町村や森林組合、その他の事業体にどの程度まで公開するかとか、あるいはIT化、GIS化を、比較的小さくとらえているのではないかと思う。森林簿の情報が正しいとは決して限らず、県の職員が毎年のように森林計画を循環しながら計画を策定する際に一番問題になるのは所有者の変更である。
- ・ 伐採・植栽等、いつ起こるかわからない変化をいかに抽出するかということの更新に

非常に手間暇を割いている。このことは林務が林務の仕事を実行するために、自分のルーチンの中で変更が起こったことがわからないという、ある種の構造的な欠陥である。伐採・植栽に関してのイレギュラーな更新は伐採届等で何とかかなると思う。特に所有に関しては、例えば海外の資本が日本の山林を買い占めているという噂があったにもかかわらず、その真偽は全然わからないが、林野庁も県も恐らくその実態がわからないのではないかと思う。

- ・ そういうことまで含めて、国土の保全はセキュリティーだと思うので、少なくとも林務が林務の仕事を実行するために必要な情報が省庁の壁を超えて捕捉できるような情報システムを検討していただきたい。

○委員

- ・ 一つは再生プランの全体に係わって 50%の自給率を実現するために何が必要であるか、何が一番重要であるかということ、私は一にも二にも需要の喚起ということしかないと思う。現況がこういう状況になっているのはまさに国産材に対する需要がないからで、供給を増やせばどうなるかといえば、非常に単純な話で、需要曲線と供給曲線を描いて、需要曲線をそのままにして供給曲線だけ右に動かせば価格が下がるに決まっている。現在起きていることはそれに近いことで、これを更に供給の方を増やしていくことになれば、木材の価格は更に下がる。勿論、量も大事だが、是非、価格のことを重視しながらやっていただきたい。政権が民主党に替わって、省庁の壁を超えて政策が実現できるというところに来ているわけだから、林野庁を超えたところからも需要の喚起を積極的に進めていただきたい。再生プランについて、そもそもの新成長戦略はどう考えるのかというところは需要から考えると書いてあるが、森林・林業再生プランについてはその視点が残念ながら薄いと思われ残念。
- ・ 今日、森林計画制度のことが中心で話がきているが、資料2には森林所有者の計画的な森林管理と書いてあり、違和感を覚えた。計画的な森林管理は、もう森林所有者だけが担っていることではないと思うからだ。木材の生産については森林所有者という人の財産なので、それを中心に考えなければいけないが、多面的機能を重視して公益的機能を考えて、森林の計画を考えることになったら、所有者だけに係わってやることではないと思う。
- ・ 最終的に資料5、ないしは先ほどいただいたペーパーを見ていると、森林計画制度というところに「森林の機能に応じた適切な整備の推進（3区分）」と「流域管理システム」というのがついている。実態的に言うと、「森林の機能に応じた適切な整備の推進」というのは3区分でいいのかどうかということも議論をしていただきたいと思う。3区分というのは、私は既に機能しなくなっていると思う。国有林の中においても3区分で国有林の9割が水土保持という形になっているということで、資源循環というのはあまりに少ない。それから、共生林についても、そういう形でいいのかということを考える

と、これは水土保持にしておくのが予算獲得のために一番適当であったからと思える。そのことは国有林だけでなく、一般の民有林についても基本的には同じだと思う。実際に補助金等でそれを誘導しているわけだが、補助金目当てでそういう形にしているというのはある意味、結構なことではあるが、果たしてこのプランのやり方で望むべき森林の在り方と一致した形になっているのかというと、どうもそうは言えない。にもかかわらず、ここで挙げてきたというのはやはり林野庁としては、あるいは検討室の方でゾーニングの重要性をどう入れていこうかという中で、現行の中ではこれが一番近い形であろうということで、これを活かそうということで入れ込んでいるのだろうと思う。

- ・ ここでは保安林との兼ね合いということをもう少し議論を進めるべきではないか。
- ・ 流域管理システムもなぜこういうところに入ってきているのかというと、恐らくは私のところで議論が出てきている森林委員会という形で、つまり所有者以外の人たちの意見も含めた形で森林計画を考えていくという枠組みとしては、流域管理システムの委員会が使えるだろうということで、多分、入ってきているのではないかと思うのだが、私は恐らくは市町村森林整備計画においても森林委員会に相当するようなものが必要になってくるのではないかと思う。
- ・ 今回のペーパーを見て不思議に思ったのは、森林計画制度は基本計画があって、全国計画があって、地域計画があって、市町村森林整備計画があるという上の流れと、それから森林施業計画という個々の所有者が立てる下から来るものと二段構えになっていると理解していたが、本日の資料では二段は二段だが、現場段階における計画的で適切な施業の確保ということで、市町村森林整備計画と施業計画が現場段階における計画という位置づけで、それから制度的枠組みと言っているところはどうやら地域森林計画、つまり、流域管理システムのところまでが上からの制度。私にはそういう整理になっているように見える。果たしてそれでいいのかどうか。市町村森林整備計画は現状のところ書かれているように紋切り型の計画内容になっていると認識されていることで、私もそれに近い認識をもっているが、これを実体化させていくことをここでは考えているので、現場段階における計画的、適切な施業の方に市町村の方は入れているということなのか、その辺りの整理が必要ではないかと思う。

○委員

- ・ 先ほどの森林データについてですが、地籍調査を終わっているところもあるが、今、進めているところもある。そういった意味では、是非、いわゆる所有者と樹種、それから境界、この辺りが今は非常に大変な管理状況なので、できれば省庁を超えて、地籍調査とのリンクもこの際、情報を早期に整備していく上には必要。一時期、森林組合で実験的に境界事業をいただいたが、その後、随分空いている。できれば森林組合で境界を含めたデータ、調査をして地籍調査と連動できたらいいと思う。
- ・ 木材の消費拡大、需要拡大、国産材のことについて、これは国土交通省の所管だと思

うが、建築基準法や消防法等、木材を使えない方向にずっと規制を被せてきている。建築士も熊本市辺りで、木造建築の民家の、言うならば憧れというか、実を言うと市内では一戸建ての檜造りがつくれない。私の聞いたところによると、モルタルで防火を仕上げ、下地の壁などは最後に飾りとしてしか使えない。だから、確かに類焼というその意味ではそうかもしれませんが、一方ではそういった木材を使えない、使うことができないような法規制がある。

- ・ 過去に耐震構造の偽装事件があったがその後、そのことによってスタッフが足りないために随分と木材消費がダウンして、単価にまで影響した。県政の地方で整備局の方から森林管理局の方に、九州に集まっているその方にこれだけ影響するとは思わなかったとお詫びの挨拶があったという話を聞いた。我々、小さい世界で生きている者としてはこの辺りが国ですからという思いで、それからこのことによってGNPまで影響したという話を聞くが、やはりこういった省庁間の連携も併せて、先ほどの事業もそうだが、是非、抜本的な議論をお願いしたい。

○委員

- ・ 今、電力業界などは非常にたくさんの木材を混焼で使うとか、あるいはバイオマス燃料もできているが、どうやってそこに供給するのだろうか。私が見ても非常に危ない状況にある。でも、もう工場ができてきているし、そちらの方で動こうということでもうやっている。これは来年、再来年ぐらいに大問題が発生するのではないかと。これは経済産業省の関連。先ほどの木材の需要拡大は、住宅で国産材を使ってもらうのはいいが、これから人口が減っていくし、住宅がそう伸びるとは思えない。そうすると、公共建物もあるが、公共建物も数が限られているし、それから土木などはかなり多いかもしれない。だから、この辺になると国土交通省の関連。連携が必要ということで、今回、省庁の間での連携、その辺まで含めてやらないとまずいのではないかと思う。
- ・ 委員の資料の中でキーワードとして掲げている資源政策は非常に重要で、私は悲観的に物事を見ていて、そのうち別に国産材 50%などと言わなくても、海外から木材が来なくなると、50%を達成しないと日本自体が非常にまずいことになるのではないかと、いつまでも海外から木が来るなどと思わない方がいいのではないかと思っている。これは石油も同じ。今は隣の中国がどんどん大きくなっているから、そこで全部吸収されて日本に来る分がなくなる可能性があるのではないかと。そういう意味では国内の自給率を高めることは非常に重要で、これは木材もそうであるし、食料もそうであるし、エネルギーもそうである。ここをみんな頑張らないと非常にまずいことになるのではないかと。そういう共通認識はすごく大事だと思う。
- ・ 委員の資料で、所有と経営の分離はすごく重要なポイントではないかと思う。経済的に内容をプラスにするためにはある意味での大型化やその形態はいろいろあると思うが、この辺をきちんとしておかないと、明確に何かを打ち出せないのではないかと。

○委員

- ・ 「木材自給率 50%を目指して」ということで、国内の供給量を高めていく必要があるというわけだが、その中で委員の先生方から需要拡大が大事という御指摘があったが、そのとおりだと思う。その中で各省連携してということも、また御指摘のとおりであり、今、国会に公共建築物の木材利用促進法案を出させていただいているが、これも国土交通省と共管であり、今後、こういう形で各省連携して木材利用の拡大に努めていくのが大事。
- ・ そういう形で木材の需要拡大をやっていくわけだが、そういう中で価格がどうなるのか。木材の価格が安いではないかという御指摘があったところだが、今後、需要の拡大に努めていってまさに価格が落ちないように頑張っていかなければいけない。しかし、今後、価格が上向くかというところ、正直なところ、これはなかなか難しいところもあるのではないかと思う。
- ・ その意味で、先ほど御指摘があったような生産性の向上に努めていくことが極めて大事と思っており、路網の話とか、あるいは今の経営の集約化のような話もあったが、こういうもろもろの論点をよく詰めていって、いかに生産性の向上を図っていくのかということが非常に重要ではないかと考えている。

○委員

- ・ 先ほど下の方の部分ばかり着眼点が行っているのではないかという御指摘があった。実は私どもがいろいろ物事を考えたときに、どこから何を議論したらいいかというのを非常に悩ましく思っていた。そのときにやはり一番、現実の事象として現れているまずい部分、これをどう解決していくのか。そういう着眼点からスタートすることも一つの手法として有効なのではないかということで考えた。森林の現状からして、今、何が問題なのか。やはり必要な森林整備を行わない部分があるのだろうと。例えば皆伐をして、後に植林をされないという箇所が発生している。そういった問題で何を気にしているのかというと、勿論、森林の監視の低下というのがあるが、制度面から見るとこれまでの政策は林業経営が行われるという前提での政策・制度になっていたということで、どうも制度実態として穴がある部分があるのではないだろうか。
- ・ 制度としてはあるが、実態として動いていない部分がある。そういう2つの面があって、そういったものをどういう方法でクリアしていくかというところから議論を展開することによって、制度のどの部分を直さなければいけないのかということでまず詰めていかなければいけないと考えた。
- ・ もう一方で民主党のマニフェストの中で、これはインデックスも含めてだが、間伐等の森林整備を義務づけて、そのかわりに直接支払いをする。これも現実実態を踏まえた中で出てきた話だろうと思ひ、そのマニフェストを我々としてどう政策として実施に移

していくか。こういうことを考えたときに、先ほどのように手法からスタートすることが重要だと考えてみた。勿論、全体的な計画制度も当然、必要に応じて見直す。これは全く後ろ向きではないし、やっていく必要があると思っているので、そういうことも含めて考えるときに、実態面からどこに穴が開いているのか、うまくいっていないのかというところの分析から入ったということだけつけ加えさせていただく。

- ・ 一括交付金の話は我々も非常に心配をしており、現在の制度は国が森林整備の必要量を森林の現況に応じてきちっと定めて、これを担保するために各地域の森林計画に落とし込んでいく。それによって制度的にはそれを担保するというをやっているから、国として森林整備の実施について責任をとるという形での国費の投入を行っている。これが一括交付金になるとその辺がきちっと動くのかどうか。更には先ほど計画数量の話が出ていたが、計画数量をそれぞれの計画ごとに整合性をとっていくという方法をなくしたときに、国が国費を支出できるような状態が続けられるのか、その辺も真剣に考えていかなければならないと考えている。

○委員

- ・ 需要の方が非常に大事であるというお話があり、私もそのとおりだと思うが、一方で供給と需要のバランス、出し過ぎ、取り過ぎとか、出したがらない、足りないというこのバランス的なものをどうやってコントロールしていくか。今、それが日本の林業にとって非常にキーポイントになっているのではないかな。
- ・ 需要の方の使い道が少ないからこういう状態になっているといいながら、数年前に外材が入ってこなくなった際、国産材に替えようとしたとき、山から国産材の供給が安定的にできてこなかったため、国産材の供給に対して需要の方からの不信感が出た。欲しいときに取ってくれないし、買う方から見れば欲しいときに出してくれないし、お互いに信用できないという状態が長いこと続いてきた状態になっている。もし、いろんな制度の中でその辺が乗るような制度や、ある程度、ストック機能なり、継続的に出せるとか、継続的に使えるという根本的な制度をやっけないと、外材の、あるいは為替の問題だけで振り回されて、供給の方も後手に回るし、使う方もそれに対して不信感を持つという状況になると思う。
- ・ 今のところ、どういう方式がいいかは何とも言えないが、ある程度、国策として国産材を安定的に使って行って、安定的に国産材を出していけるという流れをつくるのが、このジレンマを解決するのに一つの有効な方法ではないかな。

○委員

- ・ このプランの中の一番先に、このプランが目指すべきもの、置かれている状況が書いてあって、「やっとな今、資源が使えるようになったのに、日本の国は、国内の林業は路網整備や施業の集約化の遅れなどから生産性が低く、材価も低迷する、所有者の関心も

低い。自らの所有すら意識しない森林所有者の増加も懸念され」とあり、それを 10 年間でどうするかというところに路網の話などがある。路網・作業システムの整備に当たっては、現状において何が問題で、その原因は何かといった論点整理をこの基本政策検討の場でしていただきたい。

- ・ それぞれの対策の優先順位をつけていくことが大事だと思う。また、民主党政権の下での予算や施策の仕組み方について、新たな視点で取り組んでいく必要があると考えている。
- ・ 交付金化についても、予算を巡る動きの中でどう位置づけていくのかを見極めていくことが重要であり、その場合も政策としての優先度が大切になってくると思われる。
- ・ 10 年間という限られた期間で、すべてを一緒に動かすことはできないので、限られた予算の中で有効に使うということになると、そこで選択をしていかなければいけない。そのときにこんな観点でこういう選択をしていくべきで、もしそれでやってみてうまくいかなかったら、反省をしてどこかに戻って次の手をこうするのだという考え方も必要ではないかと思っている。路網・作業システムの検討についても、どういう形態でどんな路網がどの程度必要かという原点に立って考えていきたい。路網は適切な森林整備のための一つ的手段ではあり、こういう林業経営を進めいくための手段として、作業システムはどうあるべきという議論につながっていくと思っている。基本政策検討委員会の場では、是非、このような優先順位に関する議論と因果関係、論点の整理をつけていくべきだと考えている。

○委員

- ・ 林野庁はなかなかそういう議論をさせてくれない。
- ・ 次回までにこういう形で用意をしていただきたいと思うものがあり、3 点だけ申す。
- ・ 第 1 点は流域の問題。これは 1990 年代、各地域で流域管理システムということで、私の記憶では 150 流域ちょっとはその再生産から加工までの流域のシステムの絵を描き、数値を当てはめている。最初の数値は実は各流域が決めたのではなくて、林野庁が張りつけたものが流れたのだが、要するに拡大路線である。増やさないと予算がつかないと思ったから、各流域、全部、増やしただけ。流域によってはそこに森林組合の役割とか、それから市町村整備計画に盛り込む機械化の数量とか、林道計画、それから間伐計画に至るまで手を入れてまじめにやられたところもある。
- ・ そうした資料が林野庁に残っているはずである。つまり、その資料が今回の議論のたたき台になるはずだと思っていたがでてこなかった。あれだけ莫大なお金とエネルギーを各流域で使って、あのときに建築の人からあらゆる関係者はみんな流域に集まって決めているわけで、いかに絵に描いた餅とはいえ、あそこからスタートするのが本来の林

政としての責任ではないかと思う。

- 流域については、こういう行政の考える森林計画の流域ではない。つまり、1990年代に出てきたのもそうではなかったものなのである。あれは総合的な林政の単位。しかし、流域数が158でよかったかどうかとか、いろいろ反省点はある。形骸化したのも事実。形骸化しているのは何も現場の責任ではなくて、林野庁が管理費も削ってきた結果で、それが林野庁の考え方が一つ。市町村がああ流域の考え方に必ずしも合意していない。つまり、勝手に林野庁が進めてしまう。それで都道府県が窓口になってやっている。だから、市町村はついてこなかった。
- 今回、平成の合併で格差が広がってしまい、まとめるのが大変。
- やはり新しい流域の形が必要。かわりに市町村がちゃんと参加できるようにし都道府県の意見はその後でいいと思う。市町村がそれに参画する気になるような形の流域のまとまりをつけないと、国土交通省がこれから出してくるいろんな一級河川、109河川を軸とした流域とは対抗できない。
- 第2点目は経営体について。森林組合は経営体ではない。森林組合がリスクを負って経営するわけではない。林家は本来、リスクを負わないといけませんが、入会林野以来、補助金でお任せになっている。
- 森林組合が本当に経営体になるのなら、森林組合法の改正が必要。そこまで考えているのか。逆に言えば、全部、入会林野を森林組合任せで、補助金で育ててきた補助金林業から実際に50%に至るまで、どこをどれだけ期待するのか。それはしっかりと考えていただく。その前に経営体をどう考えるのか。そういうことをちゃんと整理しないと、この話はばらばらになってしまう。
- 3点目は市場の問題。これは誤解が多過ぎる。材価が低いから、外材が悪いのだと言い続けて予算を取ってきたわけで、そういうことをしているから実際のマーケットはどう動いているのか、世界のマーケットはどう動いているのかということについて、全然理解が内向きの林野庁のトップといろんな内向きの関係者が入る中で、一向に情報化されていない。いつまでたっても同じ議論でだめ。いかにだめかということをやちゃんと説明して、ここはこうしないといけない、価格はこうなる、それは輸入価格はどうなるかわからないが、市場の価格構造がどうなっているか説明してやらないといけない。
- 価格を上げるためにはこうしましょうとかいう、その前の状態を言うから奪い合いが生じる。この3つについては次回までにちゃんとしたペーパーを1枚ずつ出していただきたい。一体、今まで政策の何が悪かったのか。実際に50%まで持っていく方向性が出るのかどうか。その辺をはっきりさせないと各委員会も戦略がないので、何を議論したらいいかわからない。むやみやたらと作業路網をつけてどうするのか。国营路網にするなら別であるが。それだけの予算獲得の実力があって、余裕のあるところしか組めない。だから路網整備の在り方についても十分に真剣に検討すべき。
- 道路がなかったら木が出てこないのは当たり前だが、どういうふうに整備するか。そ

ここにどれだけ投資するかということについて、基本的に考えないといけない。一括交付金になったときに公共事業費でやるのは別にして、作業路網などは公共事業費でできない場合、だれがどういう資金を投資するのか。

○座長

- ・ 重要なのは最後の点で、役所が原案をつくらず、この委員会がつくるのだ。我々が意見を出して、この中でまとめて、できれば今回は委員が意見を言って、次回にそれを論点整理しながら青写真が出していく」といった仕組みでいこうということにしていたが、今日の話の話を聞くと違っているがその辺はどうか。

○委員

- ・ 資料は出して良ければ出すが、それをちゃんとこの場で議論をしていただけるかどうか。そのためにはやはりきっちりとした個人の意見ではなくて、ワーキンググループ等でちゃんとしたペーパーにして出すべき。そういう形でこの委員会で論点を決めて、ペーパーをつくっていくという作業をしていただきたい。

○座長

- ・ 是非、この間にもペーパーを出してほしい。ただ言いつ放しでは困るということだけはきちっと踏まえてほしい。
- ・ これから経営体とかはこのプランでは、いわば地域軸であり、環境軸であり、その上で資本軸の経営体はどういう姿がそれぞれの地域で生まれつつ、それを政策的に支援する立場は、一体どこにどういうふうおこなうのかを出し合わなければどうしようもない。

○委員

- ・ だから、それをちゃんと酌んでいただければいつでもスタートできる。

○委員

- ・ かなり観点が違うのだが、やはり何をやるにしてもお金は必要で、環境税とか、税制的なものも、他省庁と十分連携して考えていただいた方がいい。要するにだれの資金で路網整備をするのか。例えば電力会社はあれだけ使っているのだから、当然、協力すべき。その辺からちゃんと環境税とか何かを取ってそちらに回せるような仕組みをつくるべき。利用する側がそこを負担する。それで、CO₂の排出の取引的なものも相殺できるような仕組みも含めて、利用する側がとにかく山をちゃんと管理する。そういう持ち込み方はできないかと思い、特に今回、企業のJAPICは大企業ばかりなので、エネルギー産業がかなり入っているから、その辺からちゃんと回るように、財源を確保していないと物は動かないので、是非、その辺は考えられるといい。

- ・ 木材の利用拡大はまず需要をつくることが大事ではないかというが、私は需要は絶対にあると思う。なぜ需要ができないかという、要するに安定供給できない、品質が管理されたきちんとした規格のものが入ってこないというところで需要がつかないだけであって、そこをきちんとすれば、多分、木材の需要はものすごくあるのではないか。
- ・ 国内需要だけではなく、輸出もあるはず。日本から木材をある程度は輸出している部分もあるかもしれないが、スウェーデンは国内の国産材の利用率が物すごく高いが、同時に輸入も多く、そこで自分たちで加工して出している。要するに、国際経済の中にちゃんと埋め込んで自分たちがコントロールしているようなところがあると思う。そういう意味ではやはり日本も需要の方は国内だけで問題を解決しようとするのではなくて、ある程度、輸出まで見込んで、多少、過剰生産があっても、それは輸出でちゃんとカバーできるような体制を整えればかなり安定するのではないかと私は思っている。

○座 長

- ・ 先ほど、片岡委員からマーケットと山元での相互不信感を解消するような制度的枠組みは、必要なのだということ。

○委 員

- ・ 基本的に山側は木材価格が安いから、あるいは使いたい方は国産材が高いから、その辺のミスマッチからこの話は始まっているわけで、私は理念の話をしていくのもとても大切なことだし、重要だと思うが、これは6月までに中間報告を出してという期限があるので、そろそろ具体的な話を進めていけばどうか。
- ・ 需要がとても大事。これから出てこようとする2,000万㎡をどういうところにどういう量を使っていくのかということをもまず想定して、そこからバックキャストしていく上でどういう流通体制が必要なのか、あるいは路網にしてもどういう路網をどういうところにつくらなければならないのだとか、単に作業道をつくる、あるいは林道をつくるのではなくて、何トンクラスのもの例えば石炭混焼で何㎡使うと。そのときには、それに対してどれだけの輸送能力が必要なのだと。では、その輸送能力に耐える路網、いわゆる林道はどういったものがなくて、そこへ出して中間へ出してくるためにはどういう制度が必要なのだ、それはだれがやるのだ。いわゆる目標としてはどれだけのものを受容するのだ。それに対するバックキャストで山元ではどういう政策が必要なのだ。そういう具体的な話をそろそろ進めていただけると、我々もそれぞれの委員会でいろんな議論がしやすい。

○委 員

- ・ 流域の話は、私の県の場合はお荷物になって、全然機能していない。今更こんな話かなという感じもする。それよりも抜本的にということなので、早くフォレスターという

イメージの方を配置していただき、フォレスターが大所高所から団地ごとの指示を出して、需給調整、新植、間伐の計画を森林組合の例えばプランナーに指示願った方が近道だと思う。

○委員

- ・ 今のフォレスターに係わるが、人材育成委員会とここの議論は、多分、かなり密接に係わってくるので、少しここで議論をした方がいいと思う。一つは、フォレスターというものの中身がいわゆる行政的な、例えば森林計画をつくるとか、ルールをどのような形でつくるとかいう大きなところと、具体的に実際に森林所有者に支援をする、普及をする、あるいはどこを設定するなど、幾つかの категорияに分かれていて、それは行政がやるべきところと民間がやるべきところというのが分かれている。その辺のことをきちっと整理をして、今のこの全体設計の中でどういう人材の育成が必要で、それをどういった形で人材育成検討委員会の議論と結びつけていくのかとい議論を行う必要がある。
- ・ 資料5の中の「日本型フォレスター制度を活用した行政支援の仕組みはどうあるべきか」という形で、特別に何か行政とは全く別の一つの組織のようにも見えることが書いてあるが、私自身は実は都道府県、市町村の中できちっとこういう森林行政に係わる人がフォレスターであるべきだと思う。どういう専門家がなくて、それがどこで張りつくのかということが、例えば森林計画と結びつけ、あるいはその実行体制と結びつけながら議論をすることが必要。

○座長

- ・ フォレスターの仕事の内容はどんなものか、それは公務員なのか、民間人なのか。資格なり、制度なり、給料をだれが支払うのか等、もし意見をお持ちの方がいれば。

○委員

- ・ ヨーロッパのフォレスターはどのような位置づけか。

○委員

- ・ いろんなレベルによって違うと思う。例えばフィンランドでいうと行政で林業センターのような現場組織があるが、そこでは全体の計画に係わる人、あるいは具体的に施業規制をやって伐採許可制を運用するといったフォレスターがいる。例えば森林組合で具体的に森林所有者に対して個別計画をつくり、その所有者に対していろいろな支援をする。そういったフォレスターもいるだろうし、具体的にその産業システムに係わってそれを支援するというような、多分いろんなものが出てくる。そういうフォレスターという専門家の人たちがいると思う。

○委員

- ・ 形の上では日本のフォレスター制度が、機能しているかどうかは別にして、一番お金を使っていると思う。いわゆる都道府県及び国の林業職、技官。それから、改良普及員。これはどちらも広いカテゴリーでいえばフォレスター。それがどういう機能をしているかということをもう一回、考えないといけない。このフォレスター制度は機能すればいいというのはわかるが、ドイツなどで機能しているのとは日本人はメンタリティーが違うので、そんなに簡単にはなれない。今の状態でフォレスターがどういうものがつくられて、都道府県の中に送られたら明らかに浮いてしまう。森林組合もその言うことを聞かない。これはかなり慎重に、しかし可及的速やかに制度化をしないとイケない。今までの技官の人たちがどうなるのかが気になる。あの人たちをそのままにしてフォレスターを張りつけるのは、私は反対。それは税金の無駄遣い。

○委員

- ・ 私のイメージとしては、例えば県に位置して、例えば市町村森林整備計画や、森林計画の機能配置、こういったものを県の視点から確保していくようなイメージを持っている。森林整備計画は、第一義的には公益的機能の確保、その上で計画的な施業を実施することを通じて安定的な木材生産を図っていくという役割があるので、このフォレスターが林業の方にも、何がしかの権限を持って係わっていくことになる。その際に、本来、森林施業計画の認定は今、市町村に下りているが、こういったものを県の立場から支援をして、決して機能が損なわれない範囲の計画の認定を支援していくという役割がイメージされる。
- ・ 一方で、これまでやってきた日本の林業改良普及員、A GとS Pが一緒になっているわけだが、県の研究機関に一本化されてしまったという経緯が最近あったと思うが、あれとの違いは。本来、S Pに課された役割もかなり似ていたと思う。一方で森林組合の現場に張りついて団地化を進めるという役割もたしか担っていたと思う。イメージとしてかなり近いものがあるが、それが今回、新しくフォレスター制度が出てきたことの反省と、今回は多少うまくやるということの新しい知恵がないとまた同じような轍を踏んでしまう。

○事務局

- ・ 今、お配りした資料は2月の人材育成の検討会の際の資料である。簡単に言うと、海外のフォレスター制度は、ドイツだけでなくいろんな制度があるので、そういうものを参考にしながら、日本の中でどういうふうにフォレスターと呼ばれるような方々をしっかりと育てていかなくはないのかということを検討していきたい。その中で、当然、県の普及の方々とか、国有林の職員、民間の方々、森林組合の方々、幅広く検討してい

って進めていきたいという思いがある。

○委員

- ・ これは国会の見直しという言葉を知ると、全会で一気に行くのはやはり少々厳しいなという印象を、皆さんも持っておられるのではないかと思います。何か試行しながら、あるモデル地区を作ったり、その辺で少し見ながら段階的に行くというのが基本的なやり方ではないかと思うでしょうか。
- ・ 多分、段階的にやる場合は、また電力会社を出して申し訳ないが、あれだけ動こうと決めているところがあるなら、その辺をまず。それでエネルギー利用の目的だけではなくて、ちゃんとマテリアルもやって、それとカスケード的にきちんとバランスをとるという条件で、何かその辺を巻き込んで試行してみるのは非常に大事なことではないか。
- ・ 政策的にも5年ごとに見直しなどということではなくて、そこはちょっと細かく、試行的に少し段階を経て、5年後ぐらいにきちんとしたものをつくるような、何か段階を経ないと危ないのではないか。

○林野庁長官

- ・ おっしゃっておられるような意見は、議論として我々の中にもある。例えば路網とか、いろんな人材育成といっても、一遍に何千人とぽっとできるわけではないので、非常に時間のかかる部分がある。それをどういうふうにして全体に定着させていくのかというところ、どういう道筋でいくのかという議論は、モデル的な取組みを導入するのかとか、そういうところについては検討していかなければならないと思う。
- ・ 一つには、制度の面とか、そういう部分については、例えばどこかの特区のような形でやっていくような形ではないのではないかと考えているので、例えば全体の今まで議論をしていただいたような制度の部分はどういう方向で見直していくのか、いつからどういう形で動かしていくのかというのは、やはり、かなりオールジャパンでの議論があるのではないかと思いますし、それを具体的に例えばフォレストとかそういうものを活用して本当に具体的に動かしていく部分は、やはり時間、条件が整理できている流域とか市町村とか、いろんな部分があるのかもしれませんが、当然、そこは現実的なものを見ながらやっていくということも視野に入れながら考えたいと思う。その辺もいろんな言葉、御意見をいただいて、御議論をいただいている部分を踏まえて、実際に動かしていく骨組みをいろいろ考えさせていただきたいと思う。

○委員

- ・ 例えば森林組合側から申し上げますと、間伐だけしている時代は予算のある範囲内で作業を進めていけばいいが、これが皆伐の時代、そして新植の時代になると需要と供給のバランスを見ながら現場を指示する必要がある。

- ・ 専門の方がじっくり5年も10年も腰を据えて取り組んでほしい。集約化は組合の職員がするので、組合長に替わって全体のバランスを見ながら管内の森林を管理する。そんな方に指導していただいた方が地域の山の計画的な伐採、植栽、循環型の山ができていくと思う。安定的な山づくりのためにフォレスターという方に期待しています。

○委員

- ・ 流域という言葉が何度か出ており、まず一点、お断りというか、訂正をさせていただきたい。第1回のときに川をまたいですぐのところでは森林計画が違うという話を申し上げたが、これは私の全くの勘違いで、県の管轄の単位が違うということで、計画区は同じでした。訂正してお詫びをさせていただく。
- ・ この流域というのは水の流れていうと、水とか土という意味では河川は一つの単位として考えられるわけだが、よく林業の世界は川上、川下という言い方で木材の流通を川の流域に例えてとらえられている。だから、木材は橋があれば簡単に川を越え、トンネルがあれば、当然、トラックがトンネルを越えて隣の流域に入っていく。この辺はいっしょくたに議論をされているという感じを受ける。
- ・ 木材の流通について考えるときの単位と、それから土壌、河川の環境面から考えたところの単位は変えていく必要があるのではないか。

○座長

- ・ この辺に収斂してほしいというのを少しノートを整理しながら出したいと思う。

○オブザーバー

- ・ 今日出た御議論、森林・林業再生プラン作成に係わった者としてお話しさせていただく。
- ・ 需要と供給であるが、基本的に需要そのものはないわけではない。これは当たり前の話で自給率が二十数%ということなので、要は外材の部分をいかに国産材に置きかえていくか。ここの部分が需要の課題である。
- ・ そのためには外材に取ってかわれるだけの使われ方をしなければならないので、大量に安定的に出てくるシステムをつくらないと外材の需要を変えていくことはできない。この点で参考になるのがドイツの例で、ドイツは1990年代に木材生産量が4,000万m³から5,000万m³。それが今は7,000万m³。どうやってこれを実現したかということ、2000年代の初めに森林在庫調査を行い、そこで成長量が想定されているよりも大分多いというのがわかり、それに基づいて川下に働きかけをしていった。
- ・ 川下に対してはどのような材がこれから向こう40年間、どのくらい出てくるのかという、かなり詳細なシミュレーションを行い、働きかけをして、川下側はそれに応えて100万m³の工場を作ったりしていった。同時にフォレスター等が所有者に働きかけをして、

材を出す努力をしていった。

- ヨーロッパの場合は基本的にインフラがもう整備されているので、需給を調整するのは価格。特に国がああだこうだと言うわけではない。
- 木材価格については、下がったことを言ってもしょうがない。そもそも、通常の産業で競争が厳しくなって価格が下がって大変だ、大変だと騒いで、政府に助けをもらうおというようなことがあるのだろうか。基本的にはそれと同じことだ。そもそも、価格は今までがあまりにも高過ぎたことを認識しなければならない。
- 価格が下がった理由として、質がどんどん悪くなっていったということもある。というのは、昔、伐った材は前から植えられていた材で、比較的、太いものが多かった。今出てくるのは細いものが多い。今では、丸太価格で見ても外材の方が高い。安定的に供給できないとか、さまざまな要因があるが、質の問題も大きい。材価は基本的に国際価格で、特に日本の場合、製材価格から逆算して決まるので、そうした点からするといかに生産コストを抑えるか。それに尽きるだろう。
- そのためにも施業の集約、効率的な機械が必要。これは森林の多面的機能と矛盾するものではない。これはヨーロッパを見れば明らかで、むしろ生産性を高めなければ森林は維持・管理できない。何しろ 1,000 万 ha あるので、生産性を上げるのは絶対命題である。そうでなければ、1,000 万 ha はとてもではないが管理しきれない。
- 人材について、配られた資料にドイツは「公務員」と書いてあるが、ドイツのフォレスターは基本的にルール監視と所有者サポアの両方の機能を備えている。所有者サポートは、従来側面支援が中心であったが、所有形態の変化により、側面支援では対応しきれないケースが多くなっている。このため、最近ではフォレスターの協力を得た森林所有者の組織が所有者サポートに力を入れるようになってきている。
- オーストリアも「民間人」と書いてあるが、この民間人は実際に所有者を直接サポートする人であって、全体の森林の設計とかルールを監視するところは州の公務員。フィンランドも基本的に全体の設計計画は公務員。あと森林所有者をサポートするのは森林組合に相当する組織がある。所有者を直接サポートする人と全体の設計をする人、ルールを監視する人に大きく分かれるのではないか。
- 所有と経営の分離とか、要するに経営をどうするのかという話については、行政と森林組合と民間の事業体の役割分担をどうするのかということになってくると思う。いずれにせよ、所有形態が小さい中では、集約化するしかない。基本的にヨーロッパもすべてそういうふうになっている。所有者に対する直接的なサポートをする人と現場で作業をする人、これによって民間の事業体も年間の仕事量を自動的に確保できるような仕組みがあるので、それで生産性の高い機械を自分の資金で購入してもフル稼働できるという仕組みができています。

○座 長

- ・ 次回は、最初の資料1のペーパーを御覧いただくと、今日出された論点を踏まえて、計画制度、あるいは機能区分、流域管理システム、そもそもこれが必要かどうかも含めて、今日は多くの意見が出され、大変、有益な御議論をいただいたと思っているので、提案的に更に御意見をいただきたい。
- ・ 振り返っていくと、実態として農家林家、ないしは森林組合が定めるところの林業生産、森林管理がある。しかし、このプランでいくとこの戦略としての効率性なり、生産性、こういう両にらみで実態がそうだということを含めて、それと何かを変えなければいけないと言ったとき、プランが出しているある戦略を受けとめて、この両にらみでこれから後のことをきちっと、少し青写真めいたものを出していく。
- ・ 広葉樹が全然無いようだが、これについてもきちっと見える形の整理、ないしは青写真を出していくことが必要。
- ・ 現在の計画制度を念頭に置きつつ、それを壊すことも含めて、国、都道府県、ないしは市町村が役割分担を負うところを明確化したものを一度、出してみた上で各委員から更に議論をいただく。その際に国は一体、どんな責任を持つのかということで、今日のペーパーでいくとこの後に出したようなペーパーで、中身としてどんなものがそこに盛り込まれるのかがわかるようなものを少しつくる。
- ・ 上流は社会政策的、ないしは環境政策的、公益的などところで動いている。これをつなぐ論理をこの計画制度めいたところできちんと置けるのかどうか。この辺りのところの整理を課題としてやってみようかと思う。

○委員

- ・ 私はやはりそこは中流辺りが重要ではないかと思っており、資料の中で、**100万㎡**のところ大型製材工場というのがある。それで集材範囲、**100万㎡**というのはビジネスの単位ではないかと思っている。**100万㎡**の製材所を日本の内陸部につくれというのは絶対に無理だけれども、ビジネスとしては1ユニットを**100万㎡**で動かせるような仕組みをつくるのは大事で、それが要するに上流の方で動けるようになったら、多分、下流はみんな動くと思う。大事なことはマーケットをコントロールすること。やはり今の林業を見ているとマーケットがコントロールできていない。

○座長

- ・ やはりそれ相当の規模というのが物を動かすときにはどうしても大事だということで、今の**100万㎡**でシミュレーションをしてみるという手もあるが、川上のところのこのある単位というのをやはりきちっと打ち出してみたらどうかということである。

○委員

- ・ やはりネットワークだと思う。だから、先ほどのドイツの話で多分その辺を持っているのではないか。

○座長

- ・そこに行くためにも情報の開示。これは省庁をまたいでどこまでできるのか。それと森林簿は当てにならない、あるいは計画制度に出てくるところのいろんな情報も大変不安定であるというところも含めて、「情報」ということをどこまできちっとできるのか、次回は少し出してみる
- ・需要のところをきちっと打ち出す。あるいは短期、中期、あるいは10年後の需要がどういうふうにとりまわりも少し明確化できれば出したいが出せるかどうか。需要はいっぱいある。むしろ、あり過ぎて困って山から出せるのかどうか、そちらが心配だとも言われていたので、ここもきちっと整理を試みる。
- ・所有と経営の分離のあり方がどこまでどういう整理ができるのか。
- ・需要と供給のバランスを制度としてとれる仕組み、あるいは相互の不信感を何としても解消するような制度的枠組みを今回はつくる。
- ・我が国の環境を背景に置いても、地域を背景に置いても、とりわけこの木材生産という軸を置いた場合の経営体、ないしは林業における資本とは一体どこなのか。この辺りが明確化しなくても、この議論ができるようなものを出せということであるが、これはやれるかどうかかわからないが、先ほどの単位も係わって、規模も係わって、大いにチャレンジするに値ある課題だと思う。
- ・フォレスターについて。経営、あるいは管理をしていく場合にどうしても必要な要素として、フォレスターは委員各位に合意されていると思うので、その職務ないしは制度との関連でどういう置き方ができるのか。
「日本型」と言われているものについて、既存の都道府県職員、あるいはSP、AGとの違いを念頭にも置きながら、少し打ち出してみてくださいといったところだと思う。
- ・次回は盛りだくさんで、全てを出るかどうかわからないが、少なくとも是非とも出せという意見がありましたら、出していただきたいと思いますが。

○オブザーバー

- ・それは各検討委員会があるので、今の座長の宿題を各検討委員会に振って、それを出していただけたらどうか。

○座長

- ・森林計画制度に関してフォレスターはどういうことを要求されるのかということなしには、フォレスターだけ考えるというわけにはいかないわけなので、併存して考えると

いうことでお願いしたい。

- ・ こちらの検討委員会でもやる。しかし、4つの検討委員会でも今日の議論も踏まえつつ、自主的に、積極的にやってもらおう。その上で相互の情報交換はする。それでいきたいと思う。

○委員

- ・ 4,000万㎡から5,000万㎡というこの需要のどこにどのぐらい使うのだということで、この需要のイメージはこの委員会でダイレクトに伺っている。我々はそのイメージを出していただけると、そのためにどうするのかという議論ができると思う。

○林野庁長官

- ・ 私はできるだけそういう積み上げ型の議論というのは、木材流通・加工の部分のところで少し議論をしていただければと思う。ここの基本政策委員会も盛りだくさんで、今日出てきたものを整理するだけでも、多分、相当なものになってくると思う。これをある意味では具体的な青写真という言葉で、今、座長からもいただいた。そういうのを座長からの指示を受けて、我々が若干、整理をするとすると、次回は4月の初めであるから、マンパワーでも限界があるのではないかと思う。もう一回、私どもの方でもよく整理をさせていただき、各委員会の座長にお願いをするような方向も話をさせていただきたい。

○委員

- ・ ヨーロッパは統計があり、スウェーデンの場合は、森林組合では、50%から60%が製材、30%ぐらいがパルプ、あと残りの10%か20%ぐらいがエネルギー。結局、それは価格で決まってしまう。やはり材木をつくるのが一番高い。だからビジネスとして成立させるためにはマテリアルをつくらないと、基本的には動かない。

○委員

- ・ 言われているのは、何も無いところに工場をつくって、それをどう使っていくかという議論だと思う。今回、我々の目的は外材を国産材に置き換えていけるのかという議論である。

○委員

- ・ 林野庁のデータでは製材と合板用とパルプ関係、その他。4つぐらいの中で流れている。その中身を更に例えれば、国産材の住宅が85万戸になって、国産材率を80%にしたときというそのもとのデータがなかなかないので、非常に苦労した。
- ・ その辺、仮定で押さえていくと、それなりに50%に行けるかなという数字は、一応、JAPICの数字を見ていただいたらわかる。一部、エネルギーとか紙・パルプの方に

かなりしわ寄せが行っている部分はあるが、やってやれないことはないのかなと思う。
また別の仮定のもとで議論いただいたら良いと思う。

○委員

- ・ その辺りのイメーとしてほとんどエネルギーとして使うのか、あるいはマテリアルとして使うのか。

○委員

- ・ マテリアルから始まらないと価格的にはとれないということがある。住宅の着工率が今、落ちているので、これはしばらく回復しないだろうという数字を用いながら、これぐらいは買えるだろうと。
- ・ 例えば去年 109 万戸が今年は 80 万戸ぐらいに落ちている。この部分は、落ちたのはしょうがないが、その中で国産材率を例えば今、30%だとしたら、それを 55%まで持っていくとか、80%まで持っていくとかといったときに幾ら外材から切り替えるかという計算の積み上げをしていった。

○委員

- ・ 私の質問は、これまでここで議論をされたのは、今後どこで議論をされるのかということである。

○委員

- ・ 各検討委員会をお願いしたい。我々もいろんな分野への、例えば土木用とかそういうところへのポテンシャルとか、そういう部分のデータはまたよく御相談をさせていただきたいと思う。

○座長

- ・ いただいた宿題をどこまでできるかわからないが、大変大事な意見として出されているので、できるだけ組み込みつつも、毎回の成果として刻みたいと思っているので、あまり無理をしない範囲で次回、出せるところを出していきたいと思う。その際に各委員にこちらから、あるいは検討室、事務サイドから協力を求めることが多々あるかと思う。是非ともこの検討会に一人ひとりが責任を持つのだということで、最大の御協力をお願いしたい。

○委員

- ・ 一つは検討室の皆さん、大変だと思うが、資料をなるべく早く検討いただけるように

お送りいただきたい。もう一つは、多分、これは抜本的ということで私たちはいろんなことを申し上げて、検討がすごく大変だと思う。多分、他省庁との関わり合いであるとか、なかなか内部で検討し切れないことがあると思う。そういったことに関して、私たちと悩みを共有させてほしい。内部で処理をしてしまわないで、この検討会の場にそういうものも併せて出していただければと思う。

○座 長

- ・ 是非、こちらからもお願いをしたい。それでは、私の司会の部分はこれで終わりにしたいと思います。長時間どうもありがとうございました。